

# 運 航 基 準

平成 18年 12月 1日  
本島汽船株式会社

本島～丸亀航路（ほんじま丸）

## 目 次

- 第1章 目的
- 第2章 運航の可否判断
- 第3章 船舶の航行

## 第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、本島～丸亀航路の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

## 第2章 運航の可否判断

(発航の可否判断)

第2条 船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

港名	気象・海象		
	風速	波高	視程
本島港	港内15 m/s以上	港内の1.5m以上	500m以下
丸亀港	港内15 m/s以上	港内の1.5m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

風速	17m/s以上	波高	2.0m 以上
----	---------	----	---------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程に関する情報を確認し、それぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあると認めるときは、発航を中止しなければならない。

発航港	海域及び視程	
	発航港に近接した海域	視程
本島港	本島港から丸亀港に至る間	500m以下
丸亀港	丸亀港から本島港に至る間	500m以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の可否判断等)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により旅客の船内における歩行が著しく困難となるおそれがあり、又は搭載貨物、搭載車両の移動、転倒等の事故が発生するおそれがあると認めるときは、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は、次に掲げるとおりである。

風速	波浪	動揺
15m/s以上 (船首尾方向の風を除く)	波高 1.5m以上	

3 船長は、航行中、周囲の気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準経路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

風速	17m/s以上	波高	2.0m 以上
----	---------	----	---------

4 船長は、航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準経路変更の措置をとらなければならない。

視程	1,000m以下
----	----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

海域	視程
視程	500m以下

(入港の可否判断)

- 第4条 船長は、入港予定港内の気象・海象に関する情報を確認し次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

港名	気象・海象	風速	波高	視程
本島港		15 m/s以上	1.5m以上	500m以下
丸亀港		15 m/s以上	1.5m以上	500m以下

(運航の可否判断等の記録)

- 第4条の2 運航管理者及び船長は、運航の可否判断、運航中止の措置及び協議の内容を(検査簿、点検簿、航海日誌等)に記録するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については、判断理由を記載すること。短い航路における運航の可否判断については適時まとめて記載してもよい。

### 第3章 船舶の航行

(航海当直配置等)

- 第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- (1) 出入港配置
- (2) 狭視界出入港配置
- (3) 通常航海当直配置
- (4) 狭視界航海当直配置
- (5) 荒天航海当直配置
- (6) 狭水道航行配置

(運航基準図等)

- 第6条 運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。

なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- (1) 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれらの相互間の距離
- (2) 航行経路(針路、変針点、基準経路の名称等)
- (3) 標準運航時刻(起点、終点及び寄港地の発着時刻並びに主要地点通過時刻)
- (4) 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- (5) 通航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- (6) 船長が(副)運航管理者と連絡をとるべき地点
- (7) 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- (8) その他航行の安全を確保するために必要な事項

- 2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

(例1)

- 2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする。

本島～丸亀航路

名称	使用基準
常用基準経路	周年

- 3 船長は、気象・海象等の状況により、基準経路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議できないときは、速やかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該経路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は、次表のとおりとする。

(例)

速力区分		速力	毎分機関回転数
港内	最微速	9.0ノット	290rpm
	微速	11.3ノット	310rpm
	半速	12.6ノット	354rpm
	全速	14.3ノット	411rpm
航海速力		13.0ノット	370rpm

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力等を記載した操縦性能表を船橋に備え付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次に掲げる海域を航行するときは、甲板にあって自ら船舶を指揮しなければならない。

(1) 本島～丸亀航路海域中

常用基準航路の備讃瀬戸南航路・備讃瀬戸北航路、横断時

(特定航法)

第10条 船長は、海上衝突予防法・港則法・海上交通安全法等の法則を遵守することは当然であるが、各港における特定航法・港長公示事項・業者間協定を守らなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準経路上の次の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。

ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することができる。

(1) 各航路の中間地点

(2) 連絡事項

① 通過地点名

② 通過時刻

③ 天候、風向、風速、波浪、視程の状況

④ その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項を生じたときは、その都度速やかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者の連絡は、次の方法による。

(例)

	区分	連絡先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する本社	携帯電話
(2)	緊急の場合	本社	携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協力して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置状況、気象・海象のデータ等の資料を収集し、船舶その他必要な個所に備付けておくものとする。

(1) 丸亀港内

2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項

の避泊地のいずれかを選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。

- 3 (副) 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報を求められた場合は、速やかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第 14 条 船長は、入港 15 分前になったときは、運航管理者に次の事項を引き続き連絡するものとする。ただし、異常のない場合は、入港連絡を省略することができる。

- (1) 入港予定時刻
- (2) 運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- (1) 着岸岸壁の指定
- (2) 着岸岸壁の使用船舶の有無
- (3) 着岸岸壁付近の停泊船舶及び航行船舶の状況
- (4) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪（風浪、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）
- (5) その他操船上の参考となる事項

(機器点検)

第 15 条 船長は、港内入港前に附近の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。1 日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

(記録)

第 16 条 船長及び運行管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録するものとする。

以上

運航基準別添 1

### 第 3 章 船舶の航行

第 5 条 (航海当直配置表) に基づく配置表

#### 本島～丸亀航路

使用船舶 ほんじま丸

#### (1) 出入港配置

##### 丸亀港出入港配置

船 橋 …船 長  
 船首楼 左舷側 …一等航海士  
 船尾楼 左舷側 …甲板手又は甲板員  
 機関室 …機関長

##### 本島港出入港配置

船 橋 …船 長  
 船首楼 右舷側 …甲板手又は甲板員  
 船尾楼 右舷側 …一等航海士  
 機関室 …機関長

#### (2) 狭視界出入港配置

本島、丸亀、各港共 (1) に同じ

#### (3) 通常航海当直配置表

区分	航海当直責任者	操 舵	船 内 巡 視	機関部職員当直
本島～丸亀間	一等航海士	甲板手	甲板手 甲板員	機関室＝ 機関長又は一等機関士

(注) 船内巡視員は船橋見張り兼務とする。

(4) 狭視界航海当直配置

船 橋 指 揮	船 長
レーダー監視	一等航海士又は先任甲板手
操 舵	甲 板 手
船 橋 見 張	甲 板 員
船 内 巡 視	甲板手又は甲板員
機 関 室 当 直	機関長又は一等機関士
機 関 操 作	甲板手又は甲板員

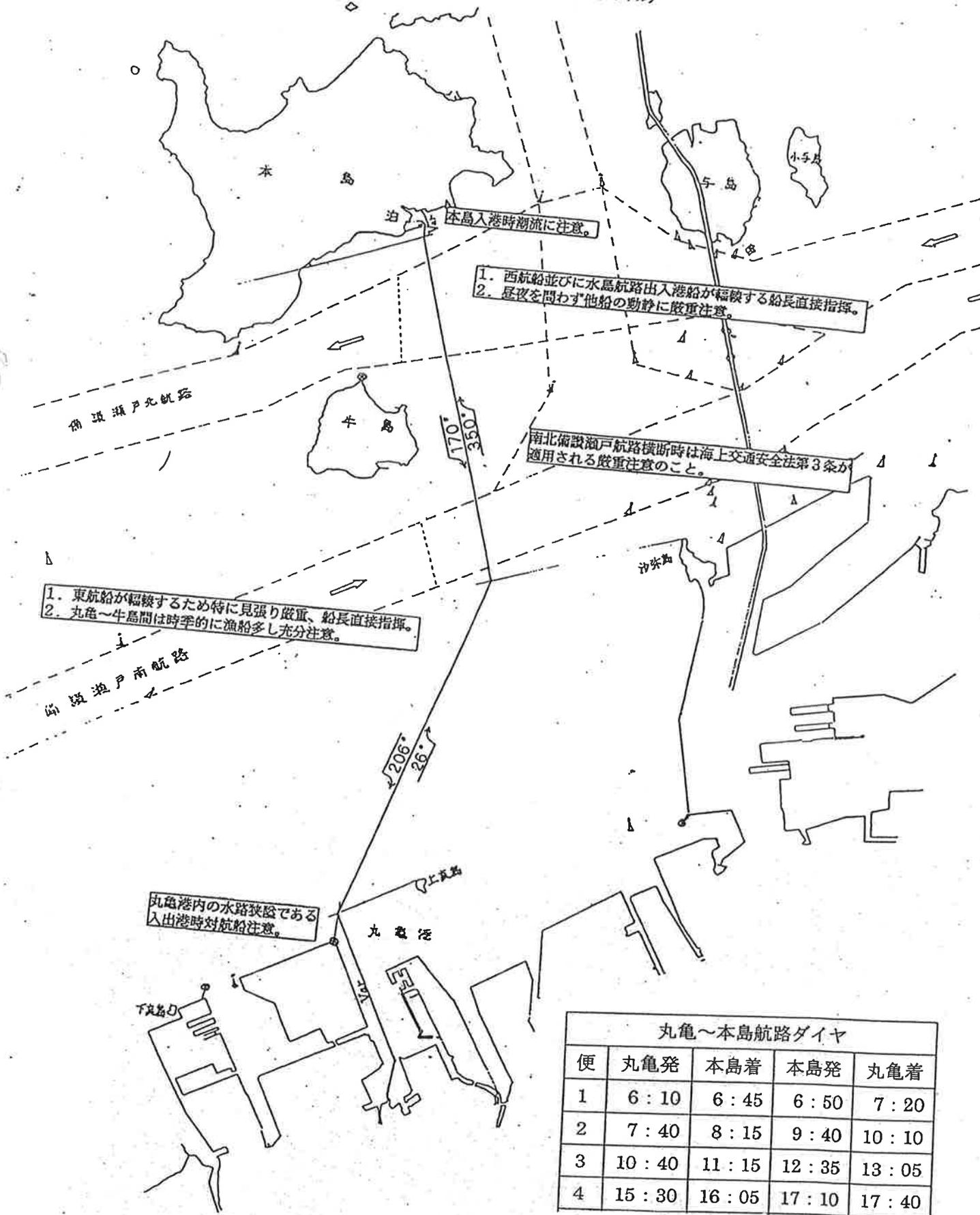
(5) 荒天航海当直配置

船 橋 指 揮	船 長
レーダー監視	一等航海士又は先任甲板手
操舵並びに見張	甲板手、甲板員
機 関 操 作	甲 板 手
機 関 室 当 直	機関長又は一等機関士
船 内 巡 視	甲板手又は甲板員

以上

# 丸亀～本島航路運航基準図

(丸亀～本島間海上距離 5.5マイル)



本島入港時潮流に注意。

1. 西航船並びに水島航路出入港船が輻輳する船長直接指揮。  
2. 昼夜を問わず他船の動静に厳重注意。

南北備設瀬戸航路横断時は海上交通安全法第3条が適用される厳重注意のこと。

1. 東航船が輻輳するため特に見張り厳重、船長直接指揮。  
2. 丸亀～牛島間は時季的に漁船多し充分注意。

丸亀港内の水路狭隘である  
入出港時対航船注意。

丸亀～本島航路ダイヤ

便	丸亀発	本島着	本島発	丸亀着
1	6:10	6:45	6:50	7:20
2	7:40	8:15	9:40	10:10
3	10:40	11:15	12:35	13:05
4	15:30	16:05	17:10	17:40

航路 本島港 ~ 丸亀港

運航基準別表

船名 ほんじま丸

地点番号	時刻	通過地点			針路		距離		機関 回転数	速 力 (ノット)	所要時間		備 考	
		目 標	方 位		距離 k m	T, CO	M, CO	区 間 マイル			入港地 まで マイル	区 間 分		入港地 まで 分
			Tru0	Mag'										
1		本島港				Var	Var	0	5.5			35	船長の直接操船区間、通常連絡地点その他 航行の安全を確保するために必要な事項を 記入する。  4. 本航路は、東行航路及び西行航路を横切り航 行となる関係上、航行船等の動静を把握して 適正な航法を用いると共に見張りを厳重にし て十分に注意すること。	
2		本島 山頂	250	257	1.80	Var	Var	0.2	5.3	Var	Var	3		32
3		沙弥島 北端	73	80	2.10	163	170	2.0	3.3	370	13.0	10		21
4		丸亀港 灯台	182	189	0.30	199	206	2.2	1.1	370	13.0	11		11
5		丸 亀 港 入				154 Var	161 Var	1.1	0	Var	Var	11		0

速 力 基 準		
区 分	主機関 回転数	速力 (ノット)
最 微 速	290	9.0
低 速	310	11.3
半 速	354	12.6
全 速	411	14.3
航海 速力	370	13.0



# 運 航 基 準

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

（旅 客 船 用）

平成18年12月1日

令和4年11月7日

本島汽船株式会社

# 運 航 基 準

## 目 次

第 1 章 目 的	.....	1
第 1 条 目 的	.....	1
第 2 章 運航の中止	.....	1
第 2 条 発航の中止	.....	1
第 3 条 基準航行の中止	.....	1
第 4 条 入港の中止	.....	2
第 3 章 船舶の航行	.....	3
第 5 条 航海当直配置表	.....	3
第 6 条 運航基準図	.....	3
第 7 条 基準経路	.....	3
第 8 条 速力基準等	.....	4
第 9 条 特定航法	.....	4
第 10 条 通常連絡等	.....	5
第 11 条 連絡方法	.....	5
第 12 条 避泊地の選定等	.....	5
第 13 条 入港連絡等	.....	5

(目 的)

第1条 この基準は、安全管理規定に基づき、本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）の運航船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第2章 運航の中止

(発航の中止)

第2条 船長は、発航地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

旅客船

発 航 港 名	風 速	波 高	視 程
本島港・里浦港・丸亀港	10m/ s 以上	1.0m以上	500m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）が次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、発航を中止しなければならない。

旅客船

風速13m/ s 以上	波高 1.5以上
-------------	----------

3 船長は、発航前において、当該発航港に近接した海域における視程がそれぞれ次に掲げる条件に達していることが観測され又は達するおそれがあるとき、発航を中止しなければならない。

旅客船

発 航 港 名	発 航 港 に 接 近 し た 海 域	視 程
本島港・里浦港・丸亀港	本島港～里浦港～丸亀港間の航路海域	500m以下

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他適切な措置をとらなければならない。

(基準航行の中止)

第3条 船長は、基準航行を継続した場合、船体の動揺により旅客の船内における歩行が著しく困難となる等事故が発生するおそれがあるとき、基準航行を中止し、減速、適宜の変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

- 2 前項に掲げる事態が発生するおそれのあるおおよその海上模様及び船体動揺は次に掲げるとおりである。

旅客船

風 速	波 高	動 揺
10m/s 以上（船首尾方向の風を除く。）	波高1.5m以上	

- 3 船長は、航行中、周囲の気象（視程を除く。）が次に掲げる条件の一に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、反転、避泊、又は臨時寄港の措置をとらなければならない。ただし、基準航路の変更により目的港への安全な航行の継続が可能と判断されるときは、この限りでない。

旅客船

風速13m/s 以上	波高 1.5m以上
------------	-----------

- 4 船長は、航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、基準航行を中止し、当直体制の強化及びレーダーの有効利用を図るとともにその時の状況に適した安全な速力とし、状況に応じて停止、航路外錨泊又は基準航路変更の措置をとらなければならない。

旅客船

視 程	1,000m以下
-----	----------

- 5 船長は、次に掲げる海域を航行中、周囲の視程が次に掲げる条件に達したと認めるときは、目的港への航行の継続を中止し、停止又は航路外錨泊の措置をとらなければならない。ただし、圧流による座礁、他船との接近、衝突等の危険を避けるためやむを得ない場合は、この限りでない。

旅客船

海 域	視 程
全航路海域	500m以下

（入港の中止）

- 第4条 船長は、入港予定地港内の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、入港を中止し、適宜の海域での錨泊、抜港、臨時寄港その他の適切な措置をとらなければならない。

旅客船

港 名	風 速	波 高	視 程
本島港・里浦港・丸亀港	10m/s 以上	1.0m以上	500m以下

第3章 船 舶 の 航 行

(航海当直配置表)

第5条 船長は、運航管理者と協議して次の配置を定めておくものとする。変更する場合も同様である。

- ① 出入港配置
- ② 狭視界出入港配置
- ③ 通常航海当直配置
- ④ 狭視界航海当直配置
- ⑤ 荒天航海当直配置
- ⑥ 狭水道航行配置

(運航基準図)

第6条 運航基準図に記載すべき事項は次の通りとし、各航路別に定める。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

- ① 起点、終点及び寄港地の位置並びにこれからの相互間の距離
- ② 航行経路（針路、変針点、基準経路の名称等）
- ③ 船長が甲板上の指揮をとるべき狭水道等の区間
- ④ 運航船舶、漁船等により、通常、船舶がふくそうする海域
- ⑤ 船長が運航管理者と連絡をとるべき地点
- ⑥ 航行経路付近に存在する浅瀬、岩礁等航行の障害となるものの位置
- ⑦ その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は、基準経路、第2条第3項の近接海域、第3条第5項の海域、避険線その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

(基準経路)

第7条 基準経路は、運航基準図に記載のとおり常用基準経路とする。

2 基準経路の使用基準は次表のとおりとする

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

名 称	使用基準
常用基準経路	周 年

- 3 船長は、気象・海象等の状況により、基準航路以外の経路を航行しようとするときは、事前に運航管理者と協議しなければならない。ただし、緊急の場合等であって事前に協議が出来ないときは、すみやかに変更後の経路を運航管理者に連絡するものとする。
- 4 運航管理者は、前項の協議又は連絡を受けたときは、当該航路の安全性について十分検討し、必要な助言又は援助を与えるものとする。

(速力基準等)

第8条 速力基準は次表のとおりとし必要場所に掲示する。

速力区分		速 力	毎分機関回転数
港 内	微 速	6.1ノット	650 r p m
	低 速	11.5ノット	1246 r p m
	半 速	17.0ノット	1572 r p m
	全 速	25.0ノット	2071 r p m
航海速力		21.0ノット	1819 r p m

- 2 船長は、速力基準表を船橋内及び機関室の操作する位置から見やすい場所に掲示しなければならない。
- 3 船長は、旋回性能、惰力などを記載した操縦性能表を船橋に備付けておかなければならない。

(船長が甲板上の指揮をとるべき海域等)

第9条 船長は、法令に定めるとき及び次にかかげる海域を航行するときは、甲板であって自ら指揮しなければならない。

(1) 本島～丸亀航路海域中

常用基準航路の備讃瀬戸南航路・備讃瀬戸北航路、横断時

(特定航法)

第10条 船長は、海上衝突予防法・港則法・海上交通安全法等の法規を遵守するとともに、各港における特定航法港長公示事項・業者間協定を守らなければならない。

(通常連絡等)

第11条 船長は、基準航路上の(1)の地点を通過したときは、当該地点を管理する本社の運航管理者あて次の(2)の事項を連絡しなければならない。ただし、異常のない場合は通常連絡を省略することが出来る。

(1) 各航路の中間地点

(2) 連絡事項

- ①通過地点名
- ②通過時刻
- ③天候、風向、風速、波浪、視程の状況
- ④その他入港予定時刻等運航管理上必要と認める事項

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じたときは、その都度すみやかに連絡するものとする。

(連絡方法)

第12条 船長と運航管理者の連絡は次の方法による。

区 分	連 絡 先	連絡方法
①通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	携帯電話
②緊急の場合	本社又は最寄りの営業所	携帯電話

(避泊地の選定等)

第13条 運航管理者は、船長と協議して選定した次の避泊地について海図をはじめ、係留施設、港湾工事の状況、漁具の設置、気象・海象のデーター等の資料を収集し船舶その他必要な箇所に備付けておくものとする。

- 2 船長は、気象・海象の悪化により避泊する必要があると認める場合は、風向、波浪の方向等を考慮して前項の避泊地を選定するものとする。ただし、船長の判断により当時の気象・海象、他船の停泊状況等を考慮のうえ、さらに適当と判断される場所を選定することは差し支えない。
- 3 運航管理者は、船長から避泊地の選定に関し避泊地の気象・海象、他船の停泊状況等の情報をもとめられた場合は、すみやかに適切な情報の提供を行うものとする。
- 4 船長は、避泊後直ちに停泊位置、停泊の方法、付近の気象・海象、他船の停泊状況等を運航管理者に連絡しなければならない。

(入港連絡等)

第14条 船長は、各港入港10分前に運航管理者に次の通り連絡するものとする。ただし、異常のない場合は、入港連絡を省略することが出来る。

- ① 入港予定時刻
- ② 運航管理者の援助を必要とする事項

2 前項の連絡を受けた運航管理者は、船長に次の事項を連絡するものとし、必要と認める事項については引き続き連絡するものとする。

- ①着岸岸壁又は着棧棧橋の指定
- ②着岸岸壁又は着棧棧橋の使用船舶の有無
- ③着岸岸壁又は着棧棧橋付近の停泊船舶及び航行船舶の状況

④着岸岸壁又は着棧棧橋付近の風向、風速、視程、波浪（風波、うねりの方向、波高）及び潮流（流向、流速）

⑤その他操船上の参考となる事項

（機器点検）

第15条 船長は、港内入港前に附近の安全な海域において、機関の後進、舵等の点検を実施する。1日に何度も入出港を繰り返す場合も同様である。

（記録）

第16条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更、曳船の使用に関して協議を行った場合は、その内容を運航管理日誌、航海日誌等に記録するものとする。

(新)

運航基準別添 1

第 5 条 関 係 航海当直配置等に基づく配置表

本島～丸亀航路（本島～里浦～丸亀間）

使用船舶 にじまる

① 出入港配置

本島港出入港配置

船 橋 船 長

船首甲板 甲板員

里浦港出入港配置

船 橋 船 長

船首甲板 甲板員

丸亀港出入港配置

船 橋 船 長

船首甲板 甲板員

② 狭視界出入港配置

本島港、里浦港及び丸亀港共①に同じ

③ 通常航海当直配置

船 橋 船長・甲板員

④ 狭視界航海当直配置

操 船 船 長

レーダー監視 船 長

見 張 り 甲板員

⑤ 荒天航海当直配置

④に同じ

⑥ 狭水道航行配置

④に同じ

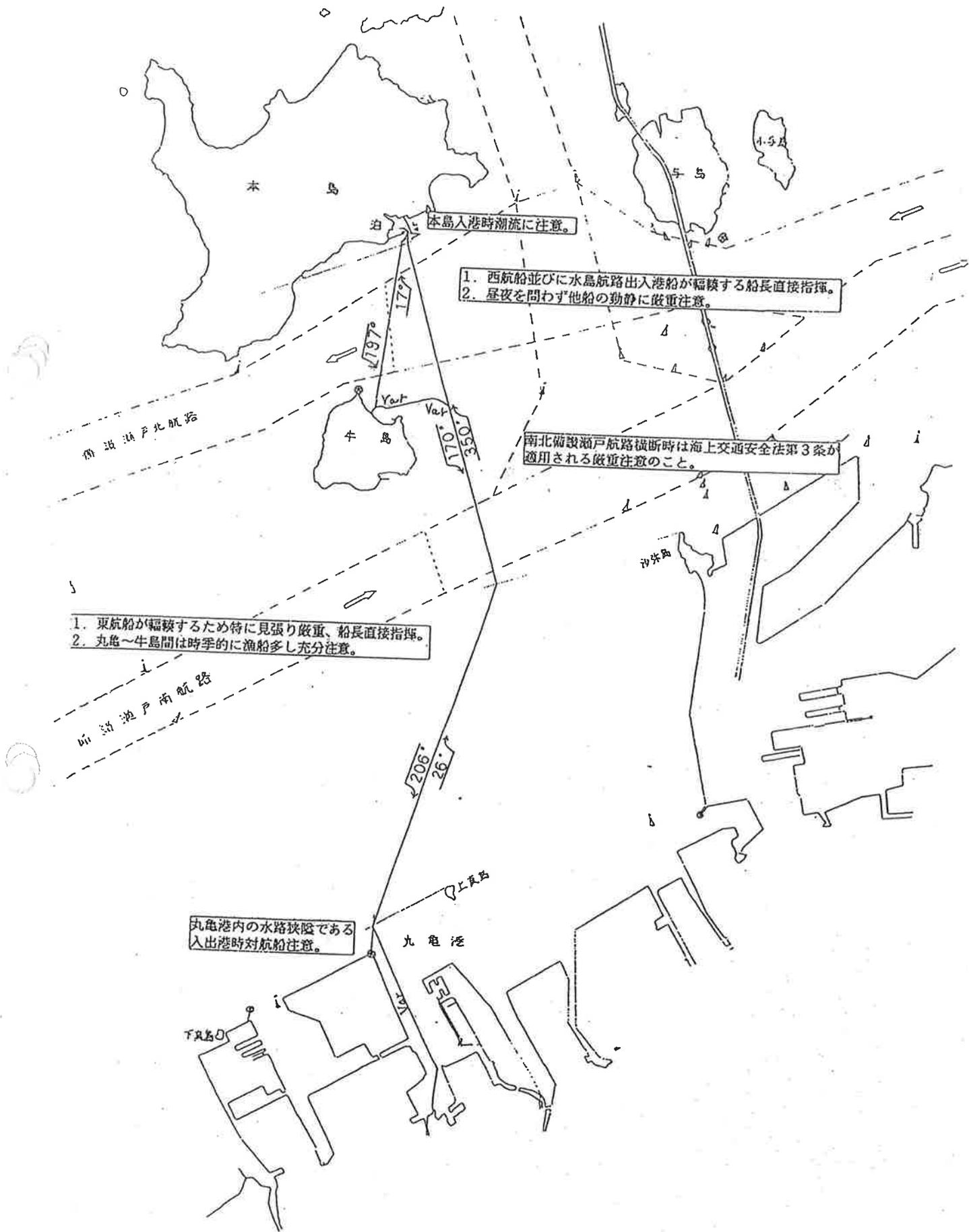
(註)

- 1 季節による漁船の密集操業時にも本項を適用する。

以上

# 本島～丸亀航路運航基準図

(本島～里浦～丸亀間海上距離 5.5 マイル)



経路

丸亀港～本島港

運航基準別表(新)

船名 にじまる

地点番号	時刻	通過地点			針路 M, Co	距離		機関 回転数	速力 (ノット)	所要時間		備考
		目標	方位	距離 Km		区間 マイル	入港地迄 マイル			区間 分	入港地 まで 分	
			M. Co									
1		丸亀港			Var	0	5.5				20	船長の直接操船区間、通常連絡地点その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入する。
2		上真島 北端	69	0.95	Var 341	1.10	4.40	Var	Var	5	15	
3		沙弥島 北端	80	2.10	26	2.20	2.20	1513	16.0	8	7	
4		本島 山頂	257	1.80	350	2.00	0.20	1819	21.0	6	1	4. 本航路は東行航路及び西行航路を横切り航行となる関係上、航行船等の動静を把握して適正な航法を用いると共に見張りを厳重にして十分に注意すること。
5		本島港 入港			Var	0.20	0	Var	Var	1	0	
6												
7												
8												
9												

区分	主機関	
	回転数(RPM)	速力(ノット)
最微速	650	6.1
低速	1,246	11.5
半速	1,572	17.0
全速	2,071	25.0
航海速力	1,819	21.0





## 運 航 基 準 別 表 (新)

経 路 丸亀港～(里浦)～本島港

船名 にじまる

地点 番号	時 刻	通過地点			針路 M, Co	距 離		機 関 回転数	速力 (ノット)	所要時間		備 考
		目標	方位	距離 Km		区間 マイル	入港地迄 マイル			区間 分	入港地 まで 分	
			M. Co									
1		丸亀港			Var	0	6.45				20	船長の直接操船区間、通常連絡地点その他航行の安全を確保するために必要な事項を記入する。
2		上真島 北 端	69	0.95	Var 341	1.10	5.35	Var	Var	3	17	
3		沙弥島 北 端	80	2.10	26	2.20	3.15	1819	21.0	6	11	4.本航路は東行航路及び西行航路を横切り航行となる関係上、航行船等の動静を把握して適正な航法を用いると共に見張りを厳重にして十分に注意すること。
4		水 島 No.3ブイ	91	1.20	350	1.20	1.95	1819	21.0	3	8	
5		里浦港 入 港			Var	0.80	1.15	Var	Var	3	5	
6		里浦港 出 港			Var							
7		牛 島 灯 台	323	0.30	Var	0.05	1.10	Var	Var	1	4	
8		本 島 灯 台	339	0.0.7	17	1.00	0.10	1819	21.0	3	1	
9		本島港 入 港			Var	0.10	0	Var	Var	1	0	

速 力 基 準		
区 分	主機関 回転数 (RPM)	速力 (ノット)
最微速	650	6.1
低速	1,246	11.5
半速	1,572	17.0
全速	2,071	25.0
航海速力	1,819	21.0